

## 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

令和8年5月28日

関東東北産業保安監督部東北支部

# 1. 高年齢者の労働災害防止に向けた新たな取組 (高年齢労働者の労働災害防止措置を事業者に義務付け)

## 背景・経緯

- 高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加している。また、高年齢労働者は、若年世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間も長い傾向。
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の認知を含め、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入をはじめとした高年齢者に対する労働災害防止対策の取組が低調。

## 新たな取組

### **【労働安全衛生法において事業者の努力義務を新たに位置付け】**

- 労働安全衛生法を改正し、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務として位置付け**(令和7年5月14日公布、令和8年4月1日施行)。

### **【事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定】**

- 改正労働安全衛生法に基づき「高年齢者の労働災害防止のための指針」を策定・公表。厚生労働大臣は、本指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができる。

(令和8年2月10日公表、4月1日から適用) ※エイジフレンドリーガイドラインは3月31日をもって廃止。

※指針の主な内容

- ・安全衛生管理体制の確立(危険源の特定等のリスクアセスメントの実施等)
- ・職場環境の改善(身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢者の特性を考慮した作業管理)
- ・安全衛生教育(高年齢者に対する教育、管理監督者等に対する教育) など

## 2. 鉱山保安法における高年齢者に対する危害防止に向けた対応

- 鉱山保安法令においては、高年齢の鉱山労働者に対する危害防止に係る対応として、これまで鉱山の実状に応じた保安措置を講じることを義務付けているほか、第14次鉱業労働災害防止計画においても「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知するなどに取り組んできた。
- こうした中、鉱山においても近年の高年齢者の災害発生状況及び今後の更なる高年齢化の進展を踏まえ、**高年齢者の危害防止に係る取組の更なる推進**が必要。
- このため、事業者による高年齢者の危害防止にかかる自主保安の取り組みを更に推進するため、**保安規程の記載事項や措置事例の規定内容を見直し、高年齢者の危害防止に係る規定を明示**する予定。
- 現在、鉱山保安法施行規則及び鉱業権者が講ずべき措置事例について、所要の改正をすべく、令和8年5月8日から6月8日を期限とし、一部改正省令等のパブリックコメントを実施中。

### 見直しの観点

#### 鉱山保安法施行規則

（保安規程）  
第40条

#### 【保安規程の記載事項に「高年齢者の危害防止」を追加】

保安規程の保安確保措置に係る記載事項について、「高年齢者の危害防止」を明示し、高年齢者の特性に配慮した安全対策について、保安規程での記載と対応の促進を促す。

#### 鉱業権者が講ずべき措置事例

第10章  
機械、器具及び工作物の使用  
（第12条関係）

#### 【鉱業権者が講ずべき措置事例に「高年齢者の特性に応じたもの」の例示を追加】

鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」について、「安全かつ適正」の概念の例示に、「高年齢者の特性に応じたもの」を明示する。

### 3. 雷保護（避雷装置・設備）の技術基準（規格）の改正

- 鉱山における坑外の火薬類取扱所には、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下、「技術基準省令」という。）に基づき、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、適切な避雷装置が設けられていることとしており、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（以下、「技術指針」という。）に基づき、「適切な避雷装置とは、日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）（以下、「A4201」という。）の規格に適合しているものをいう」とされている。
- 石油鉱山におけるパイプラインには、技術基準省令に基づき、落雷によるパイプラインの損壊又は人への危害を防止するため、必要に応じて避雷設備が設けられていることとしており、技術基準指針に基づき、「避雷設備とは、A4201の規格に適合しているものをいう」とされている。
- 雷保護に関する規格については、従来の規格に加え、日本産業規格Z9290-3：2019（雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」（以下、「Z9290-3」という。）が策定されており、近年、建築基準法令や火薬類取締法令等において、避雷装置の技術基準として、A4201からZ9290-3に置き換える改正が行われている。
- 火薬類取扱所においては、火薬類取締法に基づく火薬庫等と同様、適切な落雷対策を講じる必要があること、また、石油鉱山のパイプラインにおいても同様であることから、技術指針においても、基準として最新の雷保護に係る規格であるZ9290-3を引用することとする予定。
- 現在、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）について、所要の改正をすべく、令和8年5月8日から6月8日を期限とし、一部改正省令等のパブリックコメントを実施中。